

高松市立地適正化計画

— コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる

ひと 地域 未来 —

平成 30(2018)年 3 月 策定

(平成 31(2019)年 3 月 改定)

(令和 2(2020)年 7 月 改定)

高 松 市

はじめに

本市では、平成 16 年 5 月に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを廃止したことにより、市街地が郊外へ拡大・低密度化しており、このまま人口減少・少子高齢化が進みますと、スーパーや銀行などの撤退・縮小等による市民の生活利便性の低下や、財政硬直化による行政サービス水準の低下など、自治体運営に関わる様々な問題の発生が懸念されます。



このようなことから、平成 20 年に策定しました高松市都市計画マスタープランにおいて、従来の拡散型のまちづくりから転換し、集約型の「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指す都市構造として掲げ、その実現に向けた、総合的な視点でのまちづくりの指針として「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成 25 年 5 月に策定し、これまで種々の施策に取り組んできたところです。

このような中、平成 26 年 8 月に、都市再生特別措置法が改正され、市町村は、住居や都市機能増進施設の立地の適正化など、実施レベルの具体的な施策を定める立地適正化計画制度が創設されました。同制度は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるコンパクトなまちづくりの促進を目指すもので、本市が取り組んでいる「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現の後押しとなるものです。このことを踏まえ、この度、本市では、将来にわたり、都市の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、市民が安心して暮らし続けられるよう、公共交通と連携した集約型のまちづくり、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とする、「高松市立地適正化計画」を策定いたしました。

今後、市民の皆様と、その理念や必要性を常に共有し、御理解と御協力をいただきながら、実効性のある誘導施策・事業を推進し、市街地の更なる拡大の抑制と都市機能の集約化を図るとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと存じております。

最後に、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会の委員の皆様を始め、住民説明会やパブリックコメントなどを通じて、貴重な御意見・御提言をいただいた多くの市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

高松市長 大西 秀人

目 次

1. 計画策定の目的と位置付け	…	1 P
2. 高松市の現状と課題	…	6 P
3. 立地の適正化に関する基本的な方針	…	3 2 P
4. 都市機能誘導区域	…	3 7 P
5. 誘導施設	…	6 3 P
6. 居住誘導区域	…	7 2 P
7. 届出制度	…	8 7 P
8. 公共交通に関する事項	…	8 9 P
9. 誘導施策	…	9 2 P
10. 計画の推進に向けて	…	9 6 P
11. 立地適正化計画区域外におけるまちづくりの方向性	…	1 0 2 P
